

確 認 事 項

オンライン計画完成に伴う平成4年度の要員(予算)措置に当たって、次のとおり確認する。

1 予算措置

平成4年度 諸謝金140人相当額

2 諸謝金140人の配付基準

平成3年度と同様とする。

3 今回の措置は今後の定員の配付基準に影響しないものであること。

4 今回の措置は、平成4年度限りの措置であり、平成5年度以降の措置については、段階的解消策を含め改めて協議するものとする。

確 認 事 項

完全週休2日制の実施に伴う土曜日の勤務について、次の事項を確認する。

1. 当分の間、社会保険業務センターにおいてオンラインシステムを稼働させる。
2. 土曜日に勤務する職員の割振りは、概ね4分の1を基本とする。
3. 土曜日に勤務することとなった職員は、所属長の4週間単位の勤務時間の割振りにおいて、当該4週間の月曜日から金曜日の間に休むこととする。
4. 実施にあたっては、県段階で十分事前協議する。
5. 実施上、問題が生じたときは、速やかに協議する。

H. 4 4. 22

確 認 事 項

職員の「健康管理手帳」の活用について、次の事項を確認する。

1. 健康管理医等による「健康管理手帳」を活用した健康管理研修を行う。
2. 「健康管理手帳」は、職員各自が3年間保管するように周知徹底する。
また、「健康の記録」は、職員が記入するように指導する。

以上

確認事項

社会保険事務所等に設置する新しい事務処理機器更改（WMの設置台数を除く）について、次の事項を確認する。

1 「社会保険事務所等に設置する新しい事務処理機器」により、労働強化が生じることのないように十分配慮するとともに、「覚書・具体的確認事項」は遵守する。

- 2 庁舎・環境・照明の改善、ページプリンタ付WMの開発研究、OA専用イスの更新については、引き続き努力する。
- 3 新しい事務処理機器更改に伴う切替準備一切の経費については、一般予算とは別個に配布する。
- 4 国費評議会「第一次・第二次申し入れ」に対する「回答」を尊重する。
- 5 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。

一九九二年八月二〇日

社会保険庁総務部

総務課長

全日本自治団体労働組合

国費評議会事務局長

確 認 事 項

1992. 8. 12-0⁹ 10

国民年金過年度保険料の催告状及び督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

- 1、催告状発行は、未納者の³6分の²3を対象とする。
- 2、督促状発行対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
- 3、督促状発行対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
- 4、督促状発行は、結果として0になることもあり得る。
- 5、職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 6、徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
- 7、昭和62年度以降の交渉経過については、尊重する。
- 8、実施にあたっては、県の実態、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
- 9、来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

4. 12. 1

確 認 事 項

都市部における国民年金事業の推進について、次のとおり確認する。

1. 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
2. 計画の策定及びその実施にあたっては、各県の実態をふまえ、県段階で十分協議を行うこと。
また、県・事務所と都市の協議にあたっては都市の実態をふまえ行うこと。
3. 従来の特例対策（検認、適用等）については、今回の都市対策に引き継がれるものであること。
4. 問題が生じればその都度協議を行うこと。

以 上

1993. 1. 8

確 認 事 項

平成4年度の年金相談実態調査の実施にあたり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないように、十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 年金相談実態調査の集計・分析結果をふまえて、年金相談体制整備等の施策について検討のうえ協議する。
- 4 業務センターにおいて集計した結果については、各県個別に連絡する。
- 5 来年度以降の実施については、これまでの調査をふまえて改めて協議する。

(H5.3.2) 確認

確 認 事 項

オンライン計画完成に伴う要員（予算）措置について、次のとおり確認する。

1. 平成5年度の予算措置及び県別配付
当面、諸謝金140人相当額を平成4年度と同様に配付する。
2. 今回の措置は、今後の定員の配付基準に影響しないものであること。
3. 今後の予算措置については、社会保険事務所における年金給付に関する業務処理体制の充実に伴う謝金職員の配置に振替えることを基本として別途協議する。

国民年金過年度保険料の催告状及び督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

1. 督促状発行対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
2. 督促状発行対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
3. 督促状発行は、結果とし0になることもあり得る。
4. 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
5. 徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
6. 昭和62年以降の交渉経過については、尊重する。
7. 実施にあたっては、県の実態、職場の状況、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
8. 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

確 認 事 項

レセプト点検業務の効率化の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 国民のプライバシー保護及び職員の労働条件の確保については、十分配慮する。
2. 実施にあたっては、県段階でも十分協議を行い、問題が生じればその都度、速やかに協議を行う。
また、職場段階においても、処理可能な範囲内の業務スケジュールとする等具体的な協議を行う。
3. 必要な経費は十分確保する。
4. 業務処理に必要な窓口装置・漢字プリンターの増設に向け、今後とも努力する。
5. 将来のレセプト関連業務については、職場の意見を尊重し、十分協議を行うとともに一方的実施は行わない。

1 9 9 3 年 9 月 2 0 日

社会保険庁総務部

総 務 課 長

全日本自治団体労働組合

国費評議会事務局長

確認事項 (H6. 1. 17)

保険医療事務のシステム化の合意にあたり、以下の事項について確認する。

1. 保険医療事務のシステム化は、都道府県単位に実施し、データの中央集中など中央集権を目的に実施するものではない。
2. 実施にあたっては、各県において十分協議を行い、労使の合意にもとづき実施すること。
3. 実施にあたり、職員の労働条件の改善にむけ努力する。
4. システム化に要する経費については、賃金予算等、十分確保すること。
5. その他問題が生じた場合は、その都度協議を行うこと。

以上

石籠認事工頁 (H6. 1. 17)

年金相談業務の実態調査の実施にあたって次の事項を確認する。

1. 今回の実施事務所の見直しは、定員等予算確保のための基礎資料の充実を図るものであること。
2. 実施にあたっては各県で十分協議を行い、労使の合意に基づき実施すること。
3. 必要な経費は十分確保すること。
4. その他問題が生じた場合は、その都度協議すること。

以上

確認事項 (H6. 1. 21)

年金相談用電話の設置にあたり次の事項を確認する。

1. 交渉経過記録(別添)を尊重する。
2. 地方の実情を踏まえ、地方段階でも十分協議する。
3. 平成6年度以降の追加設置については別途協議する。
4. 今回の措置は、今後の定員の配付基準に影響しないものであること。

(別添) 年金相談用電話の設置に関する交渉経過記録

1. 謝金職員は1日中、電話による年金相談に対応しなければならないのか。

増加している電話による年金相談への対応策として、今回相談用電話と年金相談指導員を配置することとしているが、運用にあたっては、社会保険事務所の実情に応じ創意・工夫をして対応していただきたいと考えている。

2. 窓口装置の設置場所については、社会保険事務所の実態を踏まえて現場にまかせてほしい。

(1) 窓口装置は、年金相談への迅速な対応、相談時間の短縮及び一般業務への割り込みなどの影響の解消を図るため、電話相談用として設置するものである。

(2) 窓口装置の設置場所は、社会保険事務所の実態を踏まえ、年金相談に効率的に対応できる場所としていただきたい。

3. 電話相談が多い時には、一般業務用の電話がかかりにくいいため、例えば現在、社会保険事務所で使用している電話番号を年金相談用の電話番号とし、新たに増設する電話番号を一般業務用として使用するなど、実態に応じて効果的に活用する方法が採れないか。

(1) 年金相談用電話は、社会保険事務所における電話による年金相談体制を整備することにより職員の負担の軽減を図り、受給者サービスの向上に資するとともに一般業務用の電話の利用をしやすくすることを目的として設置するものであり、そのための専用の電話番号を設定して対応しようとするものである。

(2) 電話番号については、現在使用されている番号が年金受給者等に広く周知されていることを勘案すると、現在使用されている番号を年金相談用とし、新たに設定する番号を一般業務用として使用することも1つの方法であるので、社会保険事務所の実態を踏まえ十分検討のうえ対応していただきたいと考えている。

4. 謝金職員の配置についてどのように考えているのか。

(1) 年金相談用電話、窓口装置及び謝金職員の配分は、各都道府県別の電話相談件数、受給者数、及び被保険者数の規模を基に、都道府県に対して一括して配分することとしている。

また、謝金職員は各都道府県に最低1名は配分することとしたい。

(2) 電話相談体制の整備については、各社会保険事務所の実情を考慮した上で整備を図ることが必要であることから、都道府県において、整備を行う社会保険事務所を選定していただきたいと考えている。

H6.3.16

確 認 事 項

都市部における国民年金事業の推進について、次のとおり確認する。

1. 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
2. 計画の策定及びその実施にあたっては、各県の実態をふまえ、県段階で十分協議を行うこと。
また、県・事務所と都市の協議にあたっては都市の実態をふまえ行うこと。
3. 従来の特例対策（検認、適用等）については、今回の都市対策に引き継がれるものであること。
4. 問題が生じればその都度協議を行うこと。

以 上

平成6年度の会計事務総合打合せ会の実施について次のとおり確認する。

- 1 会計事務総合打合せ会の実施県の選定にあたっては、各県の意向を十分尊重し、押しつけをしないこと。
- 2 実施時期、期間、出席者等については、各県の通常業務に影響を与えないよう、事前に十分協議すること。
- 3 平成7年度以降の取扱いについては、平成6年度までの実施結果を踏まえ、別途協議すること。
- 4 問題が生じた場合にはその都度協議すること。

以上

オンライン計画完成に伴う要員（予算）措置について、次のとおり確認する。

1 平成6年度の予算措置及び県別配付

平成6年度当初は、140人相当額を平成5年度と同様に配付する。

ただし、別に定める日からは、125人相当額を配付する。

別に定める日及び同日以降の各都道府県別の配付人数は、別途協議する。

2 今回の措置は、今後の定員の配付基準に影響しないものとする。

3 今後とも、社会保険事業推進のために必要な要員等の確保に最大限努力する。

4 平成7年度以降の措置については、平成6年度の措置に準じることを基本に、改めて協議する。

健康保険被保険者証の更新にあたっては、次の事項を確認する。

1 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。

2 必要な経費は十分確保する。

3 県の実情を踏まえ、県段階でも十分協議する。

特に、被扶養者の資格確認・記録補正業務等にあたっては十分協議する。

4 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。

5 今後の被保険者証の更新については、平成6年度の実施結果を踏まえて改めて協議する。

確 認 事 項

道府県保険課及び国民年金課の組織再編にあたって次の事項を確認する。

- 1 組織再編にあたっては、道府県の意見を十分尊重する。
- 2 組織再編後の課内体制の整備について努力する。
- 3 新たな状況の変化が生じた場合には別途協議する。

1994年6月27日

社会保険庁総務部
総務課長

全日本自治団体労働組合
国費評議会事務局長

平成 6 年度の国民年金都市対策実施都市の国民年金担当課長講習会の実施にあたっては次の事項を確認する。

- 1 受講者は、各都市の受講希望職員の中から都道府県が推薦した者とする。
- 2 平成 7 年度の講習会については、平成 6 年度の実施結果を踏まえ、別途協議する。

国民年金過年度保険料の催告状及び督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

- 1 督促状発行対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
- 2 督促状発行対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱いものいじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
- 3 督促状発行は結果として0になることもあり得る。
- 4 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 5 徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
- 6 昭和62年以降の交渉経過については、尊重する。
- 7 実施にあたっては、県の実態、職場の状況、昨年の実施経過を踏まえ、県段階で十分協議する。
- 8 来年度以降の実施については、今年度の実施結果を踏まえて改めて協議する。

確 認 事 項

平成6年12月16日

熊本県八代市における医療保険カード（ICカード）の実験実施については次のとおり確認する。

- 1 これまでの交渉経過を尊重すること。
- 2 住民のプライバシー保護については「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」、「社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規定」及び「保健医療カードシステムに関するガイドライン」（厚生省健康政策局策定）の規定によるほか、住民個々の意思を十分尊重すること。
- 3 八代社会保険事務所の整備については、実情をよく聞き、別途検討すること。
- 4 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。
- 5 必要な経費は十分確保すること。
- 6 県の実情を踏まえ、県段階でも十分協議すること。
- 7 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議すること。

社会保険庁総務部総務課長

自治労国費評議会事務局長

確 認 事 項

本社一括適用の拡大については、これまでの交渉経過を尊重するほか、以下のとおり確認する。

- 1 一括適用の拡大実施は、中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。
- 2 一括適用の拡大実施に伴い、都道府県の定員見直しや、都道府県を越えた定員の異動は行わない。
なお、社会保険業務の推進に必要な定員の確保については、今後とも最大限の努力をする。
- 3 今回の届出措置は、一括適用承認事業所に限り実施する。
また、一括処理方式については、職場に混乱が生じないように責任をもって開発する。
- 4 裁定請求書の提出に関しては、省令の改正を行い、裁定業務取扱要領等についても所要の措置を講ずる。
- 5 一括適用の拡大実施による業務量増に対応するための事務処理体制については、今後ともその充実に向けて都道府県段階においても十分協議するものとする。
- 6 一括適用の拡大実施については、労働条件確保に向け都道府県段階においても十分協議する。
- 7 実施に必要な経費は、十分確保する。
- 8 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。

平成7年2月17日

社会保険庁総務部総務課長

自治労国費評議会事務局長

確 認 事 項

平成7年8月8日

平成7年度から新たに「本課係長・事務所課長事務研修」を実施するにあたっては、次の事項を確認する。

1. 職員研修は、労務管理強化を目的として実施するものではないこと。
2. 研修期間中の代替措置については引き続きその確保に向けて努力するものであること。
3. 研修体系、研修内容、研修時期等について引き続き見直しを図っていくこととしていること。（別紙）

また、見直し内容については、充分協議するものであること

確 認 事 項

基礎年金番号の設定の実施にあたって、次の事項を確認する。

- 1 基礎年金番号は年金制度事業運営の適正化及び被保険者や年金受給権者サービスの向上のために実施するものである。
- 2 基礎年金番号の設定は、中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。
- 3 基礎年金番号を「国民総背番号」「納税者番号」などの問題に結びつけることは、社会保険庁としては考えていない。また、「徴収の一元化」「歳入庁構想」について同調する考えはない。
- 4 基礎年金番号の設定に伴い国民のプライバシー保護の問題については、一層厳正に対応する。
- 5 労働条件の向上を図るため、被保険者増、受給権者増及び業務量増に見合う定員の確保について最大限の努力をする。
- 6 社会保険業務について、今後とも一層の簡素化に努める。
- 7 基礎年金番号による業務処理の実施に当たって生ずる問題については、十分協議する。

以上の基本的原則に則り、具体的な諸事項については別紙のとおりとする。

平成8年1月23日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

-56事務局長

平成8年2月8日

確 認 事 項

厚生年金保険の被保険者の住所を本社等が一括して磁気テープで提出する取扱いを実施するに当たって次の事項を確認する。

1. 今回の措置は厚生年金保険被保険者の住所収録の切替業務に限り行う特例措置であり、現行の厚生年金保険適用事業所の一括適用の取扱いに影響を及ぼすものではない。
2. 今回の措置については、社会保険庁が責任を持って対応する。
3. 今回の措置に関連して、今後、新たに発生する事項については、十分協議する。

以 上

確 認 事 項

窓口装置で使用するJIS配列キーボードを配付するにあたって、次の事項を確認する。

1. 現行の50音配列キーボードに加え取り替えが容易なJIS配列キーボードを配付する。
2. キーボードの使用については、操作者の判断による選択とし、一方的に押しつけるものではない。
3. 職業病予防の観点から、45分操作15分休憩、1日あたり総操作時間、キータッチ数の制限など、覚書を守れる職場体制を確保する。
4. キーボードの変更によってもたらされる入力作業量などの点検や労務管理強化は行わない。
5. この措置によって、入力業務の民間下請化を進めるものではない。
6. 今後とも、オンライン関係についての国費評議会からの要求の実現にむけ、誠意をもって対処する。

以上の点を確認し、JIS配列キーボードを配付することについて合意する。

平成8年6月¹⁷日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

確 認 事 項

基礎年金番号の通知業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 庁、業務センターに設置する臨時相談電話をフリーダイヤルとし130台設置する。
なお、設置期間は、1996年12月2日（年金証書送付者用は16日）から1997年3月31日までとする。
2. 基礎年金番号通知時における照会の対応として、人的措置を含め各事務所2台程度の臨時電話を設置する。
なお、全国で600台程度とし、設置期間は、1996年12月から1997年1月31日までとする。
3. 市町村や事業主の協力も必要なことから、県段階で説明会などを開催する場合の必要な経費については措置する。
4. 65才未満に係る年金受給者現況届の活用による適用の適正化対策の実施については、各県の実情に応じて実施する。
5. 基礎年金番号の本格実施（1997年1月以降）に当たって不測の事態や問題が生じた場合は、別途協議する。

1996年10月23日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

給与業務のシステム化の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 総務（庶務）課の超過勤務解消など、業務軽減につながることを。
2. パソコン操作にあたっては、「覚書・具体的確認事項」遵守を基本とすること。
3. プライバシー保護については、万全の措置を講ずること。
4. 人事管理には結びつけないこと。
5. 各県段階の合意をもって実施すること。
6. 契約・物品管理業務は、改めて協議すること。

1996年11月22日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項

窓口装置を操作する者の範囲については、「具体的確認事項」（昭和54年5月12日）及び「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」（昭和62年7月2日）において、社会保険相談員のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経歴を有する者の中から、社会保険事務所長が適当と認めた者で本人の同意を得た者は、被保険者等の相談業務に関する記録の照写・出力に限って、窓口装置を操作することができることとしてきたが、その対象業務について、適用拡大や事務指導、収納対策、レセプト業務などに対応するための社会保険相談員等（社会保険適用指導員・レセプト点検調査員・社会保険相談専門員・国民年金事務指導員・国民年金保険料収納指導員・年金相談指導員）が新たに配置されている実態にあることから、取り扱いは次によるものとする。

1. 操作の対象業務は、適用・徴収業務及び相談業務、レセプト点検業務等に関する記録の照写・出力に限るものとする。
2. 操作に際して使用する磁気カードは、社会保険相談員等を単位として作成、配付することとする。
3. 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用することとする。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. この取り扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

1997年1月10日
社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

基礎年金番号の本格実施に伴う繁忙期対策にあたって、次の事項を確認する。

1. 基礎年金番号通知時における照会の対応として、各事務所に設置した臨時電話については、引き続き設置する。
2. 97年度の事業計画の抜本的な見直しについては、事業運営通知と合わせて改めて協議する。
3. 基礎年金番号の実施に伴って配置した謝金職員の平成10年度以降の配置については、平成9年度末の早い時期に改めて協議する。
4. 原則として被保険者数1,000人以上の組合管掌事業所のパンチ委託については、4月及び5月の繁忙期対策として実施するものである。
また、謝金職員については、各都道府県1名以上とし、全国127名を業務量に応じて配分する。
5. 4月から実施する国民年金の勸奨業務については、職員の負担とならないよう、勸奨状の封入及び発送等について、全て賃金職員の対応としその必要経費を措置する。
また、照会業務の対応として、勸奨状の照会先について、「年金電話番」を活用する。
6. 上記の他、各県での独自の繁忙期対策については尊重し、経費の措置に努める。
7. 基礎年金番号の業務処理方法（要領・システム等）の見直しを早急に対処する。
8. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年1月29日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長

高医療費地域の指定の見直しにあたっての確認事項

高医療費地域の指定の見直しに伴うレセプト点検調査員の配置及び事業内容の見直しにあたって、次のとおり確認する。

1. 新たに指定された事務所は、レセプト点検調査員が確保された時点から事業を実施する。
2. 指定取消となった事務所においても、平成9年度に限りレセプト点検調査員を継続配置することとする。
なお、平成10年度以降のレセプト点検調査員の継続配置については、県の実情を踏まえ別途協議する。
3. 事業内容の見直しに伴い、点検の件数や点検内容など各県の実情に応じて実施するがあるが、指導を強化するものではない。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. この取り扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

1997年4月18日
社会保険庁総務部
総務課長
自治労国費評議会
事務局長